

総務省所管の指定統計調査（調査員調査）における民間開放の基準・条件

基本的考え方

民間開放の実施に向けた今般の取組により、今後は、地方公共団体の判断で、民間事業者により調査を行わせることが可能となるが、従来の調査方法と同様に、データの全国的な統一性、精度の確保、統計調査への正確性・信頼性の維持向上は必要

その際、創意工夫が十分発揮できるよう、民間事業者を過度に制限しないよう留意することも必要

提示する内容

上記の考え方に則した上で、

- 1 入札内容 入札参加資格、評価基準（用いる調査員の質・量、調査実績、業務実施体制等）
- 2 契約内容 （1）対象業務に求められる「質」（「質」の指標、要求水準等）
（2）実施事業者が講じるべき措置（秘密の保護、調査結果の適正な取扱い、再委託等）
- 3 実施事業者の監督・モニタリング（履行確認）

について、「基準・条件」を提示することを検討

この他、政省令の改正により、調査票の配布・取集に関する事務等を、統計調査員を設置しないで行うことができるよう措置

1 入札内容 入札参加資格、評価基準

履行能力のない事業者の参入を防止するためには、どのような資格要件事項を定めるか。
また、入札内容についてどのような総合評価事項を定めるべきか

< 資格要件・総合評価事項として考えられる内容（例） >

調査員の質・量

調査実績（「類似事業」の実施経験など）

業務実施体制（調査員への連絡・支援体制、個人情報の管理・保護の体制など）

その他、事業者の状況（財務・会計に関する事項等）

要検討事項	留意点・論点（例）	検討の「素材」として考えられるもの（例）
調査員の質・量に関する基準	・「質」について、客観的に測ることは可能か	・【量】直近の調査で設置された統計調査員の人数 ・【質】類似の事業・業務に従事した経験
調査実績に関する基準（「類似事業」の実施経験など）	・「類似事業」として何があるのか ・「実績」をどう捉えるのか ・新規参入を過度に制約しない必要あり	・【類似事業】公的な主体や民間が実施する調査員調査等か ・【実績】調査の「経験」 規模、期間、回数 「実績」 回収率等か
業務実施体制に関する基準	・委託業務の履行能力の判断要素として、どのようなものが考えられるか	・調査員の指導・教育 担当者の存在、研修内容 ・個人情報の管理・保護 管理規定、アクセス制限 ・指示・連絡の体制 安全確保マニュアル ・その他、照会への対応体制、不在・非協力への対応体制 等
その他、事業者の状況に関する基準	・「信用度」のようなものが測定可能か（営業年数等？） ・特定の業種（訪問販売会社等）の排除はあるか	・財務・会計に関する事項 - 資本金、売上高等
上記のうち何を「資格要件事項」とし、何を「総合評価事項」とするか	・「必要最小限（必須）」= 資格要件、「あることが望ましい」= 「総合評価事項」と考えた上で、メルクマールを設定するか ・その場合、何をどの程度評価するか	・例えば、以下のようなものを「資格要件」とするか 必要最小限の質・量 特定の業種に属さないこと 個人情報の漏洩・不正使用等を犯していないこと

2 契約内容

(1) 対象事務に求められる「質」

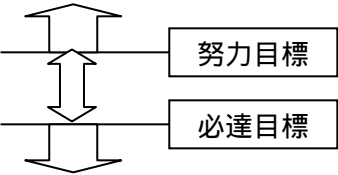
対象事務の「質」についてどのような水準が求められるか

<対象事務の「質」に関する基準として考えられる内容(例)>

「質」の指標

要求水準の設定の仕方

要求水準の考え方

要検討事項	留意点(例)	検討の「素材」として考えられるもの(例)
「質」の指標	<ul style="list-style-type: none"> ・ サンプルングに忠実なものとなっているか (代替あり、代替なしの調査それぞれの場合について、どのように設定するか) ・ 対象客体の状況が忠実に反映されているか ・ 調査客体からの信頼性が得られているか ・ 実際に当該指標のデータを得ることが可能か 	<p>【考えられる指標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 回収率、代替率、拒否率 ・ 未記入率、誤記入率 <p>(これらの指標の定義をどのように明確化するかも検討が必要)</p>
要求水準の設定の仕方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 近年の調査環境の変化 ・ 地域性 	<p>【水準設定の判断材料】</p> <p>直近の実績と過去の実績をミックスしたもの 全国平均と地域の実績をミックスしたもの</p>
要求水準の考え方	<ul style="list-style-type: none"> ・ 必達目標型か、努力目標型か ・ どの程度のプラスマイナスを許容するか 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 例えば、以下のようなやり方が考えられる a) 必達目標重視 必達目標を下回ると報酬減額、上回ると報酬増額 極めて低い水準となった場合は違約金等に対応 b) 努力目標重視 努力目標を上回ると報酬増額 極めて低い水準となった場合は違約金等に対応

(2) 実施事業者が講じるべき「措置」

その他実施事業者が講じるべき措置として、契約に盛り込むべきことは何か。

< 契約に盛り込むべき事項として考えられる内容（例） >

秘密の保護、調査票の適正管理

調査結果の適正な取扱い

調査の切替え・実施時期

再委託の是非

要検討事項	留意点（例）	検討の「素材」として考えられるもの（例）
秘密の保護、調査票の適正管理	<ul style="list-style-type: none"> 事業者に対してどのような措置を求めるか、その際、どの程度の水準を要求するのか 	<ul style="list-style-type: none"> 個人情報の漏洩・窃用の禁止、調査票の紛失防止 等（現在、地方公共団体に求めている措置等を参照に事業者の義務を設定）
調査結果の適正な取扱い	<ul style="list-style-type: none"> と同様に、調査において得られた結果の適正な取扱いについてはどのように考えるか 経済統計の結果について、不正使用（インサイダー取引など）を防止する必要などはあるか 	<ul style="list-style-type: none"> 調査票の不正・目的外使用の禁止 の漏洩・窃用、紛失とペナルティに差を設けるか
調査の切替え・実施期間	<ul style="list-style-type: none"> 調査実施主体を円滑に切り替えるには、どのような措置が必要か 	<ul style="list-style-type: none"> 現在、地方公共団体に提示している書類等に加え、調査実施に係る留意点・ノウハウを提示
再委託の是非	<ul style="list-style-type: none"> 調査の再委託は全部禁止か、一部許容か 	<ul style="list-style-type: none"> 「公共サービス改革基本方針」及び「統計調査の民間開放に係るガイドライン」では、 <ul style="list-style-type: none"> a) 全部再委託は禁止、 b) 一部再委託は実施者の同意、委託者に再委託者から報告徴収させることを条件として許容 同様に考えるか
必要な情報の提供等	<ul style="list-style-type: none"> モニタリング以外の観点からは、どのような情報・報告を求めることが必要か 	<ul style="list-style-type: none"> 例えば、以下を求めることが考えられるか <ul style="list-style-type: none"> ・コスト情報 ・調査改善への提案

3 実施事業者の監督・モニタリング

事業者の適切な履行を担保・確認するためには、どのような監督・モニタリング方法が考えられるか。どのような事項を規定すべきか。

仮に不履行があった場合、どのような対応をとるか。

< 考え方 >

監督・モニタリングは、契約内容に盛り込んだ事項の履行を担保・確認するための手段であることから、契約内容に盛り込んだ事項に関し、事後的に測定可能かどうかという点や、履行期間中に対応すべき必要性・緊急性がどの程度あるかという点等に応じて、適切な措置を設定する必要。

不履行時の事業者への対応については、不履行の程度、リカバリーの可能性に応じて、適切な措置を設定する必要。

< 論点・留意点等 >

履行すべき契約内容	監督・モニタリングについて	不履行時の対応について
(1) 対象事務の「質」 回収率、未記入率 代替率、拒否率 その他（誤記入率、調査対象からの信頼性、スケジュール等）	<ul style="list-style-type: none"> 提出された調査票から客観的なデータを測定可能 ただし、不正（メイキング）等のおそれがあるため、履行期間中又は事後的なチェックが必要 （例）調査対象への被調査確認（葉書、電話、訪問等）等 代替率、拒否率の報告は、基本的に受託事業者のデータに依存 代替前の配布・回収率等の報告を求めることが必要か 不正（メイキング）を防止するためのチェックはどの程度必要か 受託事業者側には過小申告する誘因があるため、その防止措置を工夫する必要 （例）期間中の実施状況報告 等 誤記入率の測定、管理は難しいが、どこまで重視するか 調査対象からの信頼性等の検証について（アンケートの実施、苦情件数・内容等が考えられるか） 	<ul style="list-style-type: none"> 履行途中でのリカバリーについて、受託事業者にできる限りの努力をさせる必要 リカバリーが不可能又は無意味であれば、損害賠償、違約金等の対応が必要 後者の場合、適切な金額設定を検討する必要（不履行の程度、再集計のための費用、事業者行動への影響等） 少なくとも、全面的な不履行（委託分のデータがほとんど使えなかった場合）か、不十分でも履行分のデータは活用可能な場合かを分けて検討する必要 測定、管理が難しい指標については、不履行時に厳しい制裁を課すことは難しいのではないか 信頼性等も、甚だしく信頼を損なったといった場合以外は、厳しい制裁を課すことは難しいのではないか

履行すべき契約内容	監督・モニタリングについて	不履行時の対応について
<p>(2) 履行すべき措置</p> <p>秘密保護、調査票の適正管理</p> <p>調査結果の適正な取扱い</p> <p>その他（再委託の是非等）</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 履行期間中のそれぞれの場面を通じて、適切な措置が講じられるよう、モニタリングの措置を工夫する必要があるか （例）* 正確・迅速な報告義務を課し、報告義務違反への制裁も重くする ・ 調査終了後もカバーする担保措置が必要 ・ 民間事業者からの報告だけでは、不正があったとしても把握できない可能性が高いが、実効性のある措置はあるか（事後的に判明した場合に、厳しい措置を課すこと等により担保するほかないか？） ・ 再委託の制限を守ったかどうか等は、比較的観察が容易 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 不履行の場合には違約金等で厳しい措置をとる必要があるか ・ 不履行が一件でも生じれば直ちに対応が必要 ・ 不履行の場合には違約金等で厳しい措置をとる必要があるか ・ 契約内容に応じて検討